



## 新たな地域振興の仕組みの運用開始

2026年1月16日  
関西電力株式会社

当社は、2025年8月25日、福井県・立地町における地域振興および地域の課題解決に向けた取組みに協力するため、2025年度から当面の間、毎年度、資金を拠出する新たな地域振興の仕組みを構築することを公表しました。

([2025年8月25日 お知らせ済み](#))

本仕組みの運用について関係者との協議を重ね、資金を管理する信託銀行および第三者機関の委員との契約締結に至ったことから、本日より運用を開始します。

当社は、本仕組みを通じ、引き続き、原子力発電所が稼動する福井県・立地町の地域振興に協力してまいります。

### <信託の管理・運用>

- ・みずほ信託銀行株式会社（東京都千代田区）

以 上

別紙：第三者機関の委員について

## 第三者機関の委員について

### 【氏名・肩書】

(委員長)

・野村 直之 氏 弁護士

### (委 員) ※五十音順

- ・伊藤 和弘 氏 税理士
- ・植田 浩 氏 元大阪府・千葉県副知事、現京都市特別顧問
- ・黒田 桂菜 氏 大阪公立大学 大学院現代システム科学研究所准教授
- ・南地 伸昭 氏 甲南大学経営学部特任教授

### 【第三者機関の委員要件】

- ・以下の要件に基づき、当社や信託銀行、当該地域の利害関係者以外から選定している。

1. 第三者委員は以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士のいずれかの国家資格を有するもので、過去5年間において弁護士法、公認会計士法、税理士法、司法書士法に規定される懲戒処分を受けたことがない者。
- (2) 現在大学教員の職に就いている者又はかつて大学教員の職に就いていた者。
- (3) 行政、地域振興、事業経営のいずれかに専門的な知見を有する者。

2. 前項に係らず、以下の各号に該当する場合は、第三者委員としての要件を充足しないものとする。

- (1) 当社又は当社の関係会社（当社が株式の過半を出資する会社をいい、以下「当社関係会社」という。）において、常勤役職員として勤務したことがあること。
- (2) 過去5年間に施設立地自治体の常勤役職員として勤務したことがあること。
- (3) 過去5年間に当社又は当社関係会社又は施設立地自治体（福井県、美浜町、高浜町またはおおい町）との間で継続的な顧問契約を締結した実績があること。
- (4) 「反社会的勢力等」に該当すること
- (5) 反社会的勢力等と資本関係、業務提携関係又は継続的な取引関係があること。